

個人企業経済調査規則の一部を改正する省令について

1 改正の背景

個人企業経済調査は、統計法（平成19年法律第53号）に基づく基幹統計調査（基幹統計である個人企業経済統計を作成するための調査）であり、個人企業経済調査規則（昭和50年総理府令第5号）の定めるところにより、製造業、卸売・小売業、飲食店又はサービス業を営む個人企業の経営の実態を明らかにすることを目的として実施しており、その結果は、国民経済計算や県民経済計算の各種推計や中小企業振興施策の基礎資料として利用されている。

今般、各種推計の精緻化や国・地方公共団体における一層の利活用に資するため、調査対象産業の拡大等の見直しを行うもの。

2 改正の概要

調査の対象、周期、調査事項及び調査方法の変更等を行うため、当該規定の一部改正を行う。

（1）調査対象産業の拡大

農林水産業を除くほぼ全産業に拡大

（2）調査周期の変更

四半期調査を廃止し、毎年6月1日現在の年次調査として規定

（3）調査事項の変更

調査事項の追加等のほか規定の整理を行う。

① 調査事項の追加

「名称及び電話番号」、「所在地」、「主な事業及び主な事業以外の事業収入の有無」、「受託の状況」及び「営業用土地・建物の所有形態」

② 調査事項の削除

「営業上の資産及び負債に関する事項」及び「業況に関する事項」

（4）調査方法の変更

都道府県が任命する統計調査員による調査から、総務大臣が直接調査事業所に調査票を送付・回収を行う方法に変更。また、新たにインターネットを用いて回答を行うことを可能とするための規定の整備を行う。（※）

※ 総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十五年総務省令第四十八号）を一部改正し、別表に個人企業経済調査の項を加える。

3 施行期日

公布日（平成31年4月1日）